

日行連発第195号
令和4年5月16日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」の
閣議決定について（周知）

今般、国土交通省より、「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」が閣議されたとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000344.html

以上